## ボランティアルーム利用ルール

- 1. 利用できる団体 北区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ
- 2. 申込方法
  - ボランティアルームを利用する場合は、利用日の 1 ヶ月前の月の1日(億1)から利用日の前日(億2)までに、まずは電話で北区ボランティアセンターに申込みしてください。
  - 利用受付後は利用日までに「ボランティアルーム利用申請書」を北区ボランティアセンターに提出してください。ファックスでも提出可能です。
  - 原則として、一団体につき月2回まで利用申込みできます。
  - 連続使用は2日間を限度とし、名義貸しはできません。 ④1:土・日・祝日と重なる時は翌開所日 ④2:土・日・祝日と重なる時は前開所日
- 3. 利用料金 無料
- 4. 利用できる日時 平日 午前9時~午後5時まで <利用できない日> 土・日・祝日、年末・年始(12月29日~1月3日) その他北区社会福祉協議会が特別に定める日
- 5. 利用区分 1 時間単位(準備から後片付けの時間を含む)
- 6. 利用方法・利用上の注意点
  - ①利用者は、利用前に北区ボランティアセンターで鍵を受け取り、「ボランティアルーム 利用申請書」の鍵受取欄に記入してください。
  - ②机・椅子などは利用者が配置し、利用後は元通りに戻してください(室内配置図参照)。
  - ③利用の際に必要な事務用品・文具などは、利用者が持参してください。
  - ④貴重品は各自で管理してください。
  - ⑤荷物を保管できるロッカーはないため、共有スペースに物品を置いて帰らないでください。 利用できるコピー機・印刷機もありません。
  - ⑥ボランティアルーム利用に伴う駐車料金の割引サービスはありません。
  - ⑦備品等は大切に取り扱ってください。もし汚損または損傷したときは、直ちにお申し出ください。マジック、カッターの使用時には特にご注意ください。
  - ⑧周辺に迷惑をかけないように静かに使用してください(音声機器、楽器等の使用は不可)。
  - ⑨利用時間は厳守してください。ゴミ袋は各自で準備し、利用後は部屋をきれいに掃除して、ゴミは必ずお持ち帰りください。照明・エアコンを消し、必ず施錠をしてください。
  - ⑩鍵は北区ボランティアセンターに返却し、「ボランティアルーム利用申請書」の鍵返却欄に記入してください。連日使用の場合も毎日鍵を返却してください。
  - ⑪下記に該当する場合は、ルーム利用不可とします。
    - ◆営利を目的とする利用
    - ◆宗教活動または政治活動のための利用
    - ◆公益を害し、または風俗を乱すおそれのある利用
    - ◆建物、設備を損傷するおそれのある利用
    - ◆その他、北区社会福祉協議会が不適当と認める利用